

発注情報詳細（調査委託等）

公表日	令和元年6月18日（火）	契約番号	5028	
入札方法	公募型指名競争入札（入札書の持参による）			
委託名	中央図書館ほか57か所防火設備定期点検委託			
履行場所	横浜市西区老松町1番地ほか			
履行期間	契約締結日から令和2年2月28日（金）まで			
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 企画調整係 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 TEL 045-306-7276 / FAX 045-664-7055			
最低制限価格制度	適用			
入札参加資格等	所在地	市内又は準市内	規模	—
	種 目	328:機械設備保守	順位	市内3位まで、準市内1位
	登録細目	(G)シャッター		
	入札参加条件	<p>①横浜市契約規則第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>②入札参加意向申出書提出期限日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③令和元年、2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、登録されていること。</p> <p>④当該業務等に関する点検実績（官公庁・民間問わず）を有する者であること。 ア- 建築基準法第12条4項防火設備点検業務実績又は防火シャッター等保守点検実績。（元請・下請問わず） イ- 契約書、注文書等の写しを提出すること。（原本照合を求める場合がある。）</p>		
指名・非指名通知日及び通知の方法	令和元年6月28日（金）FAXにて発送			
設計図書の閲覧	当ホームページに掲載（ <a href="http://www.y-hozen.or.jp/">http://www.y-hozen.or.jp/</a> ）			
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書、委託業務経歴書		
	受付場所	総務部総務課契約係		
	締切日時	令和元年6月25日（火） 午後1時まで	申込方法	<p>①持参 職員に直接手渡すこと ②書留郵便 〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番7 横浜平和ビル8階 横浜市建築保全公社 総務部 総務課 契約係</p>
質問	締切日時	令和元年6月21日（金） 正午まで		
	提出方法	持参、FAX又は電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp		
	回答日時	令和元年6月24日（月） 午後1時		
	回答方法	当ホームページに掲載（ <a href="http://www.y-hozen.or.jp/">http://www.y-hozen.or.jp/</a> ）		
入札及び開札時間	令和元年7月8日（月）	午後2時30分より		
入札及び開札場所	横浜市中区本町3丁目30番地7	横浜平和ビル8階	会議室	
支払い条件	前金払	しない	部分払 しない	
契約担当課	総務部総務課契約係		電話 045-641-3124	

令和元年6月 提出

常務

部長

課長

係長

課員

設計

## 委 託 設 計 書

委託名 中央図書館ほか57か所防火設備定期点検委託

履行場所 横浜市西区老松町1番地ほか

金 円

履行期限 令和2年2月28日

備考

中央図書館ほか57か所防火設備定期点検委託						
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
定期点検等調査		1	式			
合計						
消費税等相当額	税率 8%	1	式			
委託費						

中央図書館ほか57か所防火設備定期点検委託						
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
定期点検等調査						
1. 12条防火設備点検		1	式			
合計						

中央図書館ほか57か所防火設備定期点検委託						
細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1. 12条防火設備点検						
防火設備点検	Aランク 点検対象台数 1~6台以下	33	か所			
〃	Bランク 点検対象台数 7~19台以下	12	か所			
〃	Cランク 点検対象台数 20~39台以下	9	か所			
〃	Dランク 点検対象台数 40~59台以下	3	か所			
〃	Eランク 点検対象台数 60~79台以下	1	か所			
ドレンチャージャー設備	横浜こども科学館ほか	2	か所			
小計						

## 令和元年度 公共建築物点検委託仕様書

### 1 委託名

中央図書館ほか57か所防火設備定期点検委託

### 2 目的

公共建築物の安全性を確保するため、建築基準法に基づく定期点検（以下「12条点検」という。）を行う。

### 3 対象施設

別紙1「対象施設一覧」による。

### 4 履行期限

(1) 契約締結日から 令和2年2月28日 までとする。

### 5 業務内容

12条点検の実施

12条点検実施要領（別紙2）に従い、建築基準法第12条第四項のうち防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「防火設備」という。）について点検を行う。

### 6 資料の貸与及び返却

(1) 本業務にあたり（公財）横浜市建築保全公社（以下「保全公社」という。）から貸与する資料は次のとおり。

ア 施設図面

イ 前回報告書

(2) 貸与資料は業務終了後、速やかに貸与者へ返却する。

### 7 事前準備及び事前調査

(1) 効率的な点検実施及び点検時、点検後の齟齬<sup>そご</sup>を防ぐために次のことを行う。

ア 保全公社貸与資料、対象施設一覧表（別紙1）により、対象施設の建物概要や防火設備設置場所、個数等を事前に確認する。

イ 現地へ出向き前アを確認すると共に、施設管理者と点検実施候補日、点検時同伴要請する直近消防設備点検者連絡先<sup>\*</sup>1、施設で実施している関連機器の保守点検報告書の内容確認、現状の防火設備の作動状況、不具合等をヒアリングにより情報を得る。（※1.自前での委託消防点検者、或いは、自社での炙り、火報盤操作等は、受託者の責任において行うことができる）

ウ 前イは、小規模施設、少数防火設備等で点検者が必要でないと判断した場合は省略でき、電話等の対応、点検当日の点検前ヒアリングで済ませることで良いとする。

- (2) 施設管理者に対し、前(1)での内容を、書面もしくは電子メールで伝え確認する。
- (3) 現地点検実施日時は、施設管理者と運営に支障の無いよう協議し決定する。

## 8 現地調査（前7(1)イで確認済みの内容は除く）

### (1) 施設管理者へのヒアリング

施設管理者から現状の作動状況等について意見を聴取し、その箇所を確認する。ヒアリングでの内容は、別添ヒアリング票に記載する。

### (2) 各種点検報告書等の確認

施設が発注している点検について、本点検と関連のある直近の報告書を確認する。点検対象部分について指摘がある場合は、その箇所を再確認し、是正が必要な場合は所定の報告書に指摘年月日と共に内容を記入する。

### (3) 点検の実施

前二項を踏まえ、実施要領（別紙2）に従い実施する。

- (4) 点検の対象を問わず、脱落、落下、転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、速やかに施設管理担当者に報告し、該当欄に記載する。

## 9 現地調査に伴う注意事項

- (1) 点検者は、名札又は腕章を着け、業務に適した服装、履物で調査を実施する。
- (2) 安全対策について万全を期すとともに、万一事故が発生した場合は、速やかに保全公社に連絡し、受託者の責任において対応する。
- (3) 対象防火設備の全数点検を実施すること。
- (4) 対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (5) 点検時に機器に塵埃があれば簡易清掃、油切れによる不具合程度であれば注油及び各部の緩みがあれば増し締めを行うなど、改善可能なものは行う。
- (6) 前(5)に加え、作動時に点検項目の数値範囲外、作動の停止等の要是正内容に関しても簡易な調整等で改善可能であればこれを行う。
- (7) 仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合、及び施設運営に支障をきたす場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (8) 点検終了後、点検者が操作した電源スイッチ及び各種スイッチ類等は定位置に必ず戻し、点検前の機能が維持できるようにすること。また、最初の状態を記録し、点検終了後に記録と合わせて確認すること。その際に管理者等の確認を得ること。
- (9) 調査に必要な足場、測定機器、工具等は原則的に受託者の負担とする。



## 1 0 確認の省略

次に示す部位等で確認が困難なものにあつては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障がある状態を記録し、対応等を報告書内に記載する。

ア 点検口がない、或いは適切な位置にない場合（周囲に体の一部を入れることにより点検可能な点検口がある場合を除く）

イ 目視、触診等の点検が障害物により確認困難な場合

ウ その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの

## 1 1 業務計画書の提出

- (1) 契約締結後 10 日以内に、業務計画書（組織表、緊急時連絡体制表、施設点検者一覧表、点検者の資格証明書、年間工程表を含む）を提出する。
- (2) 内容に変更がある場合、速やかに保全公社担当者へ報告する。
- (3) 点検日が決定次第、担当点検者を保全公社所定の様式に記載し、随時保全公社担当へ提出する。提出のない場合は点検を実施することは出来ない。

## 1 2 成果品の提出

- (1) 成果品は、成果品作成要領（別紙 3）に従いとりまとめる。
- (2) 業務計画書に基づき、決められた期日までに報告書を提出し、保全公社の確認を受ける。
- (3) 保全公社の確認後必要な修正を行い、成果品を次の期限までに電子データにて 1 部納品する。（なお、保全公社確認段階は紙ベース報告書及びデータにて行う）  
期限 令和 2 年 2 月 28 日

## 1 3 その他

- (1) 業務上の疑義が生じた場合は、随時保全公社担当者と調整を行う。
- (2) 本業務の実施過程で知り得た秘密を他に漏洩してはならない。

## 1 4 添付資料

- (1) 対象施設一覧表（別紙 1）
- (2) 12 条点検実施要領（別紙 2）
- (3) 成果品作成要領（別紙 3）

対象施設一覧表

別紙1

委託名:中央図書館ほか57か所防火設備定期点検委託

代表	施設番号	棟番号	施設名	棟名	複合	所在区	ストックマネージャー局	12条 点検対 象面積	シャ ッター (ヒュー ズ式)	シャ ッター (ヒュー ズ式)	防火 扉	防火 扉 (ヒュー ズ式)	耐火 クロス スクリー ン	ドレ ンチャ ー	その他	計	ランク 用数量 (層x 0.5)	防火 設備 ランク
○	220001206	22000120601	横浜美術館	単独	本市単独施設	西区	文化観光局	26,829	34		24					58	46	D
○	220001207	22000120701	グランモール公園	クロスバティオ	本市単独施設	西区	環境創造局	2,471	16							16	16	B
○	220003102	22000310201	横浜市民ギャラリー(旧いせやま会館)	単独	本市単独施設	西区	文化観光局	3,428	2		15		10			27	20	C
○	220003201	22000320101	中央図書館	単独	本市単独施設	西区	教育委員会事務局	24,521	9		24					33	21	C
○	220003206	22000320601	野毛山荘	複合単独	本市施設との複合	西区	健康福祉局	3,487			5					5	3	A
	220003207	22000320601	急な坂スタジオ(旧老松会館)	複合単独	本市施設との複合	西区	文化観光局	↑										
○	220004402	22000440201	横浜能楽堂	単独	本市単独施設	西区	文化観光局	5,696	11		1					12	12	B
○	220005102	22000510201	西区庁舎	複合単独	本市施設との複合	西区	市民局	7,077	1	1	10		10			22	17	B
○	220005302	22000530101	藤棚地域ケアプラザ	藤棚地域ケアプラザ	本市施設との複合	西区	健康福祉局	4,701	5							5	5	A
	220005306	22000530101	藤棚地区センター	藤棚地域ケアプラザ	本市施設との複合	西区	市民局	↑										
○	220006301	22000630101	久保山霊堂	単独	本市単独施設	西区	健康福祉局	3,066	3		1					4	4	A
○	220006302	22000630202	久保山斎場	本館棟	本市単独施設	西区	健康福祉局	6,228	25	1	8					34	30	C
	220006302	22000630203	久保山斎場	駐車場棟	本市単独施設	西区	健康福祉局	1,693	2							2	2	A
○	220007209	22000720801	西スポーツセンター	事務所・工場	本市施設との複合	西区	市民局	5,246	14		5					19	17	B
○	220007301	22000730101	西公会堂	複合単独	本市施設との複合	西区	市民局	3,728	1		2					3	2	A
	220007302	22000730101	西地区センター	複合単独	本市施設との複合	西区	市民局	↑										
○	231000501	23100050101	旧富士銀行映像文化施設	単独	本市単独施設	中区	文化観光局	1,527			3		2			5	4	A
○	231001301	23100130201	青少年育成センター	複合単独	本市施設との複合	中区	こども青少年局	10,098	25		17			1		42	34	C
	231001302	23100130201	市民文化会館館内ホール	複合単独	本市施設との複合	中区	文化観光局	↑										
○	231001703	23100170301	市役所本庁舎	市会3号棟	本市単独施設	中区	総務局	1,028			3					3	2	A
	231001703	23100170302	市役所本庁舎	庁舎棟	本市単独施設	中区	総務局	20,756	3		38	8	50			99	76	E
	231001703	23100170303	市役所本庁舎	中庭棟	本市単独施設	中区	総務局	1,820	4		1					5	5	A
	231001703	23100170304	市役所本庁舎	市会2号棟	本市単独施設	中区	総務局	606	1		5					6	4	A
	231001703	23100170305	市役所本庁舎	市会1号棟	本市単独施設	中区	総務局	5,822	6		11		9			26	21	C
○	231002103	23100210301	中区庁舎	単独	本市単独施設	中区	市民局	9,155	5		18					23	14	B
○	231002106	23100210601	中区役所別館	中区役所別館 単独	本市施設との複合	中区	市民局	3,278	4		3					7	6	A
	231002107	23100210601	なか区民活動センター	中区役所別館 単独	本市施設との複合	中区	市民局	↑										
○	231002326	23100232601	横浜マリニタワー	単独	本市単独施設	中区	文化観光局	4,389	14		23		6			43	32	C
○	231002327	23100232701	横浜人形の家	単独	本市単独施設	中区	文化観光局	4,442	13		6		3			22	19	B
○	231002328	23100232801	中区健診・予防接種センター	単独	本市単独施設	中区	文化観光局	2,391			4					4	2	A
	231002336	23100233604	山下公園	駐車場	本市単独施設	中区	環境創造局	14,998	17		8					25	21	C
○	231002337	23100233701	山下町消防出張所	複合	本市施設との複合	中区	消防局	5,100	2		6					8	5	A
	231002338	23100233701	横浜市研修センター	複合単独	本市施設との複合	中区	総務局	↑										
○	231002341	23100234101	職能開発総合センター	単独	本市施設との複合	中区	経済局	3,886	6							6	6	A
	231002342	23100234101	中福祉授産所	単独	本市施設との複合	中区	健康福祉局	↑										
○	231002605	23100260501	寿福祉プラザ	新築棟(はまかぜ)	本市施設との複合	中区	健康福祉局	3,218	3		11					14	9	B
	231002605	23100260502	寿福祉プラザ	改修棟(プラザ)	本市施設との複合	中区	健康福祉局	1,762			1					1	1	A
○	231003102	23100310201	技能文化会館	単独	本市単独施設	中区	経済局	6,212	7		6					13	10	B
○	231003802	23100380201	中消防署	単独	本市単独施設	中区	消防局	2,498		1	8	1				10	6	A
○	231006401	23100640101	横浜市芸術センター(横浜にぎわい座)	民間複合棟	民間	中区	文化観光局	4,359	23		16					39	31	C
○	231082101	23108210101	中図書館	複合単独	本市施設との複合	中区	教育委員会事務局	3,330	2		2					4	3	A
	231082102	23108210101	本牧地区センター	複合単独	本市施設との複合	中区	市民局	↑										
○	235000201	23500020101	根岸地区センター	複合単独	本市施設との複合	磯子区	市民局	3,172	3		3					6	5	A
	235000202	23500020101	根岸地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	磯子区	健康福祉局	↑										
○	235001213	23500121301	たきがしら会館	単独	本市施設との複合	磯子区	市民局	3,189	3							3	3	A
	235001221	23500121301	東滝頭保育園(分園)	単独	本市施設との複合	磯子区	こども青少年局	↑										
○	235001607	23500160801	磯子図書館	複合単独	本市施設との複合	磯子区	教育委員会事務局	24,335	31		13					44	38	C
	235001608	23500160801	磯子区総合庁舎	複合単独	本市施設との複合	磯子区	市民局	↑										
	235001609	23500160801	磯子公会堂	複合単独	本市施設との複合	磯子区	市民局	↑										
○	235001610	23500161001	磯子地区センター	複合単独	本市施設との複合	磯子区	市民局	3,935			6		5			11	8	B
	235001611	23500161001	喜楽荘	複合単独	本市施設との複合	磯子区	健康福祉局	↑										
	235001619	23500161001	磯子区福祉保健活動拠点	複合単独	本市施設との複合	磯子区	健康福祉局	↑										
○	235003308	23500330801	南部地域療育センター	単独	本市単独施設	磯子区	こども青少年局	2,202			4					4	2	A

○	235003309	23500330901	磯子スポーツセンター	単独	本市単独施設	磯子区	市民局	3,510	8	2					10	9	B
○	235004506	23500450601	横浜子ども科学館	単独	本市単独施設	磯子区	子ども青少年局	6,484	27	30	1		1		58	43	D
○	235004520	23500452001	洋光台地域ケアプラザ	単独	本市単独施設	磯子区	健康福祉局	1,188	1	1					2	2	A
○	236001102	23600110201	金沢スポーツセンター	単独	本市単独施設	金沢区	市民局	3,559	2	1					3	3	A
○	236002104	23600210401	精嵐かなざわ	複合単独	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局	5,719	3	6					9	6	A
	236002105	23600210401	泥亀地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局	↑									
	236002106	23600210401	金沢区福祉保健活動拠点	複合単独	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局	↑									
	236002107	23600210401	泥亀福祉機器支援センター	複合単独	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局	↑									
○	236002108	23600210801	金沢図書館	複合単独	本市施設との複合	金沢区	教育委員会事務局	4,082		3	1				4	4	A
	236002109	23600210801	金沢地区センター	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局	↑									
○	236002115	23600211501	金沢区総合庁舎	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局	15,290	29	10		9			48	43	D
	236002116	23600211501	金沢消防署	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局	↑									
	236002117	23600211501	金沢公会堂	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局	↑									
○	236002602	23600260201	柳町コミュニティハウス	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局	843	2	3					5	4	A
	236002604	23600260201	金沢八景保育園	複合単独	本市施設との複合	金沢区	子ども青少年局	↑									
○	236003201	23600320101	六浦地区センター	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局	3,326	5	1					6	6	A
	236003211	23600320101	六浦地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局	↑									
○	236003601	23600360101	南部斎場	単独	本市単独施設	金沢区	健康福祉局	5,800	2	6					8	5	A
	236004207	23600420756	金沢自然公園	正面口駐車場	本市単独施設	金沢区	環境創造局	8,804	10						10	10	B
	236004207	23600420758	金沢自然公園	ののほな館	本市単独施設	金沢区	環境創造局	2,380	1						1	1	A
○	236004501	23600450101	釜利谷地区センター	単独	本市単独施設	金沢区	市民局	1,772		1					1	1	A
○	236005106	23600510601	三春学園	本館	本市単独施設	金沢区	子ども青少年局	2,164	1						1	1	A
○	236005109	23600510901	富岡並木地区センター	民間複合棟	民間	金沢区	市民局	1,776	2						2	2	A
○	236005115	23600511501	衛生研究所	本館	本市単独施設	金沢区	健康福祉局	7,679				7			7	7	B
○	236005209	23600520901	富岡地域ケアプラザ	1棟	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局	1,073		1					1	1	A
○	236005802	23600580201	能見台地区センター	複合単独	本市施設との複合	金沢区	市民局	2,954	1						1	1	A
	236005803	23600580201	能見台地域ケアプラザ	複合単独	本市施設との複合	金沢区	健康福祉局	↑									
○	236006201	23600620101	金沢プール	プール棟	本市単独施設	金沢区	市民局	4,329		6					6	3	A

## 12 条点検実施要領

### 1 業務内容

別紙 1 で指定された対象施設に対し、次の法令に準じた防火設備の点検を実施する。  
建築基準法第 12 条第四項のうち防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「防火設備」という）に準じた点検を行う。

### 2 点検者の要件

点検者は、次のいずれかの要件を満たすこと。

#### 防火設備

- ア 建築基準法第 12 条に規定する一級建築士又は、二級建築士
- イ 建築基準法第 12 条に規定する防火設備検査員

### 3 点検の方法及び結果の判断基準について

点検の方法及び結果の判断基準については次を適用すること。

- ア 建築基準法第 12 条第四項に基づく告示第 723 号
- イ その他 「調査・検査方法、判定基準の解説（防火設備）平成 29 年 1 月神奈川県内 13 特定行政庁」を原則とする。

### 4 点検表について

点検結果は、次の様式に記載すること。

[様式 1F] 12 条点検 点検表（防火設備）

他に、防火設備点検表測定データ、防火設備ヒアリング票

### 5 その他

- ・点検実施は、委託仕様書 7 事前準備（1）にあるように、原則対象施設の直近消防設備点検者の同伴を行うことを前提として実施するものとする。
- ・成果品作成にあたっては、別紙 3 成果品作成要領を参照すること。

# 12条点検 点検表(防火設備)

点検者情報			
	氏名	所属又は勤務先	資格
代表となる点検者			
その他の点検者			
その他の点検者			

建物基礎情報			
建物名称			
建物所在地			
施設番号			棟番号
建物構造			建物階数
建物延べ面積			竣工年度
防火設備の概要	<input type="checkbox"/> 防火扉( 台) <input type="checkbox"/> 防火シャッター( 台) <input type="checkbox"/> 耐火クロススクリーン( 台) <input type="checkbox"/> ドレンチャー( 台) <input type="checkbox"/> その他( : 台)		

不具合等の状況								今後の方向性		
番号	修理・更新	点検部位名称	不具合の場所	状況	対策等	写真No	A	B	C	

A:施設管理者の日常点検、B:施設管理者の修繕、C:長寿命化対策事業で検討

特記事項									

# 点検表

建物名称:

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>1 防火扉</b>					
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況		
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		
(4)		危害防止装置	作動の状況		
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(6)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(7)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			予備電源への切り替えの状況		
(11)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(12)			容量の状況		
(13)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(14)			再ロック防止機構の作動の状況		
(15)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況			

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>2 防火シャッター</b>					
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置 (2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況		
(3)			スプロケットの設置の状況		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況		
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況		
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(14)			作動の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(16)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(17)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(18)			結線接続の状況		
(19)			接地の状況		
(20)			予備電源への切り替えの状況		
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(22)			容量の状況		
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(25)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			

番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>3 耐火クロススクリーン</b>					
(1)	耐火 クロス スクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況		
(13)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(14)			結線接続の状況		
(15)			接地の状況		
(16)			予備電源への切り替えの状況		
(17)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(18)			容量の状況		
(19)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(20)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(21)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況		



番号	点検項目		対象の有無	調査結果	
				指摘なし	要是正
<b>4 ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備</b>					
(1)	ドレン チャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況		
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況		
(3)		開閉弁	開閉弁の状況		
(4)		排水設備	排水の状況		
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況		
(6)			給水装置の状況		
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			ポンプ及び電動機の状況		
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況		
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況		
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧カスイッチ等の付属装置の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	感知の状況		
(16)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(17)			結線接続の状況		
(18)			接地の状況		
(19)			予備電源への切り替えの状況		
(20)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(21)			容量の状況		
(22)		自動作動装置	設置の状況		
(23)		手動作動装置	設置の状況		
(24)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況			

# 写真帳

建物名称:

No.1	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

No.2	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

No.3	番号				点検部位名称	場所
(写真貼付)						備考

点検結果図(防火設備位置図)

各階平面図に写真No.  
等記載

建物名称		No.	
------	--	-----	--

## 防火設備一覧表

符号	防火設備	サイズ		感知器種別	連動制御器 設置場所	危害防止装置の有無 (S・SCのみ)	開閉機の種別 (S・SCのみ)	製造メーカー	備考
		W	H						

※感知器の種別は「熱」「煙」「ヒューズ」など

※危害防止装置の有無及び開閉器の種別は「防火シャッター」「耐火クロススクリーン」に限る

※開閉器の種別は「電動式」「手動式(上部開閉式)」「手動式(下部開閉式)」「手動式(フック開閉式)」から選択



# 防火設備点検表 測定データ

建物名称

1 防火戸					
(4)	危害防止装置	運動エネルギー ※1	(J)	閉鎖力	(N)
(12)	連動機構用予備電源	回路電圧計※2	(V)	回路電圧灯	点灯／不点灯
	連動機構用予備電源	予備電源の交換時期	年 月		
2 防火シャッター					
(12)	危害防止装置	予備電源の交換時期	年 月		
(14)	危害防止装置	運動エネルギー※3	(J)	停止距離	(cm)
(22)	連動機構用予備電源	回路電圧計※2	(V)	回路電圧灯	点灯／不点灯
	連動機構用予備電源	予備電源の交換時期	年 月		
3 耐火クロススクリーン					
(9)	危害防止装置	予備電源の交換時期	年 月		
(11)	危害防止装置(巻取り式)	運動エネルギー※4	(J)	停止距離	(cm)
	危害防止装置(バランス式)	運動エネルギー※4	(J)	閉鎖力	(N)
(18)	連動機構用予備電源	回路電圧計※2	(V)	回路電圧灯	点灯／不点灯
	連動機構用予備電源	予備電源の交換時期	年 月		

※1 運動エネルギー =  $1/2MV^2 = 1/2M(1/T)^2$

M: 扉の質量(40kg/m<sup>2</sup>) V: 開閉速度(m/s) T: 開閉時間(s)

※2 回路電圧計

予備電源試験スイッチを操作し、連動制御器の回路電圧計で電圧を確認

回路電圧計がない場合は、回路電圧灯の点灯を確認

※3 運動エネルギー =  $1/2MV^2 = 1/2N(1/T)^2$

M: シャッター部の質量 V: 開閉速度(m/s) T: 開閉時間(s)

※4 運動エネルギー =  $1/2MV^2 = 1/2N(1/T)^2$

M: カーテン部の質量 V: 開閉速度(m/s) T: 開閉時間(s)

## 【参照】

定期報告制度に係る調査・検査方法、判定基準の解説(防火設備)

平成29年1月 神奈川県内13特定行政庁

# 防火設備ヒアリング票 (兼 報告書)

## 基礎情報

建物名称	横浜地域ケアプラザ
点検日	令和元年 月 日
点検者名	(株)〇〇シャッター(△△ビルメンテ)
施設側担当者名	□□□□館長

## 施設管理者からの情報

- 現状でのメンテナンス情報、これまでの不具合・修理情報ほか、点検に際し特に注意する部分を得る、記載する。
  - 点検終了後、不具合の箇所を口頭報告し、記載する。
- ※本用紙は、施設側には提出せず保全公社へ1回目報告書と併わせて提出とする。(手書きでも良い)

	場所	管理者等からの状況情報等	点検終了後点検者からの説明
情報			
情報			
情報			
情報			
情報			
情報			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			
不具合			

その他 点検者として全般的なことに対して感じたこと、意見等


## 成果品作成要領

本委託の成果品を次のとおり作成すること

## 1 共通事項

電子納品は各業種に分けてCD-R（通常流通している媒体）で収める。

電子媒体が複数になる場合はDVD-Rを使用する事も可能です。

## (1) 電子成果品のフォルダとファイルの構成

## ア フォルダ構成

施設ごとにフォルダを作成し、各報告書を保存すること。

## イ フォルダ名の構成は次のとおり

項目	施設番号	-	施設名
記入例	231001703	-	市役所本庁舎

例：231001703\_市役所本庁舎

## ウ 補足

- ・1枚の電子媒体内には複数の業務内容を混在せず、単一の業務内容を保存すること。
- ・保存するファイルがないフォルダは作成しないこと。
- ・施設名は、添付した対象施設一覧（別紙1）に記載される施設名と同一とする。
- ・複合施設の場合、それぞれの施設に該当するフォルダを作成すること。また、以下に定めたファイル名のファイルに関連するすべての施設フォルダに保存すること。
- ・複数棟ある施設は、当該フォルダに全ての棟の報告書を保存すること。

## エ ファイル構成

- ・1ファイル構成は、後述する2(2)を参照
- ・1ファイルあたりの上限データサイズは5MB/ファイルとする。上限データサイズを超える場合は、該当施設名および理由を担当者へ報告すること。

## 2 12条点検に関する特記

- (1) 1棟に複数の施設が入っている（以下「複合施設」という。）場合は、まとめて1つの点検報告書を作成すること。その際、点検報告書の「施設名称」「施設番号」欄には、複合施設を全て列記すること。

## (2) ファイルの命名

## ア ファイル名の構成は次のとおり

項目	実施年度	-	業種	-	施設名	(棟名)
記入例	2019	-	防火設備	-	市役所本庁舎	(庁舎棟)



例：2019\_防火設備\_市役所本庁舎（庁舎等）

イ 補足

- ・複合施設の場合、施設名に代表施設を記載し、その後に[他]を追記すること。

例：2019\_防火設備\_鶴見区総合庁舎他

※代表施設の定義

- ・対象施設一覧表（別紙 1）に記載のある「代表」欄に○印が代表施設で筆頭となり、次ぎから小さい施設番号を持つ順位にて記載する。
- ・複数の棟を保有する施設の場合、全角括弧内に棟名を記載すること。なお、単独棟の場合は、記載事項なしとする。